

(事例)

## ゴルフ場利用約款

岡山県ゴルフクラブ連盟  
クラブ名を記入

(約款の適用範囲)

第1条 当ゴルフ場を利用しようとするときは、会員、非会員を問わず、当クラブの運用規定その他、本約款に従っていただきます。

(利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それによりクラブは署名者に施設の利用をお引き受けすることになります。

お帰りの際にグリーンフィ、キャディーフィその他の諸費を精算させていただきます。

なお、営業時間外(早朝・休業日等)はプレー並びに施設の利用は出来ません。

(ラウンドの申し込み)

第3条 ラウンドのお申し込みは電話に限るものとし、原則として2カ月前の月の1日から受け付けます。ただし、受付日が休業日の場合はその翌日とします。

2 公式競技の3人組のプレーの組に単独プレーヤーが加わることを拒むことは出来ません。

(予約のキャンセルについて)

第4条 ラウンド予約の取消しは、8日前までにお申し越し下さい。上記の期限を過ぎた場合、状況によってキャンセル料をいただくことがあります。

(施設利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (3) 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する服装又は行為(暴力的行為又は恐喝行為)をし、若しくはその恐れがあると認められるとき。
- (4) 非会員の方で過去において当ゴルフ場に対し好ましくない行為のあった人。
- (5) その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- (6) その他本約款に違反したとき。

(暴力団等の施設利用の拒絶等)

第5条-2 次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者の当ゴルフ場の施設の利用及び利用の継続。
- (2) 泥酔又は身体に入墨をしている場合の浴場の利用。

(休業日・開場時間等)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

(携帯品・自動車)

第7条 貴重品は必ず貴重品ロッカーにお預けください。携帯品(キャディーバッグその他の持物)や駐車場の自動車の盗難(車上盗難も含む)及び瑕疵につきましても各自で十分ご注意願います。

前記に反する事故については当ゴルフ場では責任を負いません。

運送会社等から配達された着荷についての損傷及び紛失については一切責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第8条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り先行組や同伴プレーヤーの位置を確認し、自己の責任でプレーしていただきます。

(ティーインググラウンドにおける素振り)

第9条 素振りは、ティーインググラウンド又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。

プレーヤーは、みだりに使用禁止のティーインググラウンドに立ち入らないで

下さい。

(飛距離の確認)

第10条 先行組に対しては後続組のプレーヤーは、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。

(打者の前へ出ないこと)

第11条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。又、打者の球には注意して危険を避けて下さい。

(コース外への遊び球)

第12条 不慮の事故防止のため、正規のプレー以外に池、山などのゴルフ場外に向っての打球は禁止いたします。

(退避)

第13条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤーが打ち終るまで安全な場所に退避し、プレーヤーの飛球に注目して安全を保って下さい。

(ホールアウト後の退去)

第14条 ホールアウトした場合は、ただちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷発生の恐れがある場合)

第15条 雷鳴があった場合、又は襲雷警報が発令された場合は放送により通報しますので、ただちにプレーを中断し、プレー再開の放送があるまで係員の指示によるほか避雷舎等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第16条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は禁止します。煙草のすいがら等の火気は、必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

(クラブの確認)

第17条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し、所定の用紙に署名して下さい。

確認後におけるクラブの不足、瑕疵については当クラブは責任を負いません。

(違反の場合の責任)

第18条 利用者が第8条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)、第9条(ティーインググラウンドにおける素振り)、第10条(飛距離の確認)第11条(打者の前へ出ないこと)及び第12条(コース外への遊び球)に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第8条、第11条、第13条(退避)、第14条(ホールアウト後の退去)及び第15条(雷発生の恐れがある場合)に違反し、自ら傷害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第19条 利用者の故意、又は過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持ち込み禁止品)

第20条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- (1) 動物などのペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 銃砲刀剣類。
- (4) 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第21条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) とばく、その他風紀をみだす行為。
- (2) 物品の販売、宣伝広告の行為。
- (3) 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合は除く)。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(約款の効力発生)

第22条 この約款は平成25年10月30日より効力を発します。